

## 事業系ごみの処理についてよくある質問

### Q1 事業所から出る大型ごみの処理はどうすればよいですか?

事務所・店舗・工場などから排出される大型ごみは、ごみの素材・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に区分のうえ、それぞれの廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託してください。

\* 大阪市の「粗大ごみ収集受付センター」では、受付できません。

#### 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- 木製品(机・椅子・本棚・容器など)
- 天然皮革の製品(ソファーなど)

【許可業者の紹介】一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会 06-6648-5311

#### 産業廃棄物処理業許可業者

- 金属製品(机・椅子・ロッカー・棚・容器など・事務用品)
- プラスチック製品(容器・ケースなど)

- ガラス・陶器製品(容器・食器など)
- 複数の素材(金属、プラスチック、ガラス製などでできたもの) [自転車、電話機、プリンター、コピー機、掃除機、電子レンジ、業務用電化製品など]

【許可業者の紹介】公益社団法人大阪府産業資源循環協会 06-6943-4016

### Q2 事業所で使用していた家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)の処理はどうすればよいですか?

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象品目となりますので(業務用除く)、買い替える場合や過去に購入した販売店などが分かる場合には、当該販売店に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。(リサイクル料金・収集運搬料金要)

販売店に引き取り義務のないものについては、次にお問合せください。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター 0120-31-9640 または 03-5249-3455  
(<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)

### Q3 事業所で使用していたパソコンの処理はどうすればよいですか?

資源の有効な利用の促進に関する法律(以下資源有効利用促進法という)に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。また、メーカーの回収受付窓口が分からぬ場合も一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。

購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル)なども一緒に回収してもらいます。

一般社団法人パソコン3R推進協会内 事業系パソコンリサイクルセンター 03-3292-7518  
(<https://www.pc3r.jp/office/>)

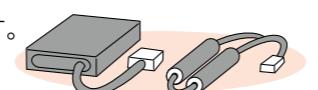


### Q4 事業所で使用していた小型充電式電池の処理はどうすればよいですか?

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、下記にお問合せください。

【小型充電式電池】一般社団法人JBRC 03-6403-5673 (<https://www.jbrc.com/>)



### Q5 テナントビルによる廃棄物処理委託契約についてはどうすればよいですか?

テナントビルの場合、「一般廃棄物」については排出事業者責任を明確にしたうえで、ビルメンテナンス会社等による一括契約が可能ですが、「産業廃棄物」については、各テナントが排出事業者として産業廃棄物処理業者と個々に契約しなければなりません。

大阪市ホームページでサイト内検索	事業系ごみの適正処理 Q&A	検索
事業系ごみに関するよくある質問	検索	

## 焼却工場における搬入物の検査

焼却工場へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物(主に発泡スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類)や資源化可能な紙類などの搬入不適物の混入が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。

検査において搬入不適物が発見されれば収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、大阪市から事業系廃棄物適正処理啓発指導員等が個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて啓発指導を行っています。

②搬入不適物であるペットボトルの混入



①焼却工場にて、搬入する収集業者に対して、搬入物検査を実施しています。



③搬入不適物である廃プラスチック(トレーなど)の混入



④搬入不適物である医療系プラスチックの混入



⑤搬入不適物である資源化可能な紙類の混入



### ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

大阪市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成20年1月から排出指定制度を導入し、ごみを排出する際には「中身の見えるごみ袋(透明または半透明)」を使用するよう指定しています。

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を排出する際には、「中身の見えるごみ袋」を使用してください。

